

第6章 計画の推進に向けて

1 推進体制

本市においては、「子ども・子育て支援法」第72条第1項の規定に基づき、「岐阜市子育て支援会議」を設置し、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定などの子ども・子育て支援事業に関する事項をはじめ、子ども・子育てに関する施策について幅広く審議することとしています。そのため、「岐阜市子育て支援会議」は、児童福祉、医療、教育、就労など、幅広い分野の関係団体等の代表者や有識者などにより構成しています。また、「岐阜市子育て支援会議」の委員として若者の参画を進めています。

この計画の推進にあたっては、「岐阜市子育て支援会議」を通じ、幅広い意見の共有等により相互に連携を図るとともに、さまざまな機会を通じ、子どもとその保護者のほか、若者の意見等の把握、反映に努めることにより、総合的かつ計画的に推進していきます。

2 進捗管理

計画の推進にあたっては、各施策が確実に実施されることが前提となります。各年度において、計画の実施状況を把握、点検し、適宜見直しを行い、その対策に反映させていくことが重要です。

そこで、計画の適切な進捗管理を行うため、計画記載事業の実施状況について、「岐阜市子育て支援会議」において報告し、意見を聴取するとともに、子どもとその保護者、若者からの意見等、さらには経済や社会の情勢の変化、国の子ども施策及び子育て支援施策のほか、関連する施策の動向などを踏まえ、必要に応じ、計画や施策の見直しを行うなど、PDCAサイクルに基づいて計画を推進するよう努めます。

